

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第57号大治町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。第57号高齢者部分休業、第60号が定年等に関する条例、ちょっと比較する意味で質問させていただきます。第60号の規定で定年前再任用、ごめんなさい、61歳まで定年が経過措置で延長された場合の例でお答えください。その場合、高齢者部分休業を使った場合と定年前短時間再任用を使った場合、どのように違いがあるのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

高齢者部分休業を取得した場合と定年前再任用短時間勤務、こちらの制度を利用した場合の違いということなのですが、一番大きく違う点としましては高齢者部分休業は常勤の職員のまま申請に基づき取得ができます。それに対しまして定年前再任用短時間勤務職員というのは、一旦退職をした後で本人の希望によりまして短時間勤務職員への再任用という形になりますので、退職するかしないかというのが大きな違いになります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

高齢者部分休業だと常勤のままで給与は当然時間が減る部分は減りますが単価は変わらないということだと思いますが、現在、再任用63だったと思いますが63まで行われています。定年の延長の経過措置で61歳になった場合、定年前ということで61まで勤めて、定時の61の定年まで勤めちゃうともう短時間再任用、定年前再任用短時間勤務、それができないのか、できるのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいんですが。もしできれば高齢者部分休業を使った上で、またその所定の年齢になったときに定年前再任用短時間勤務を使うことができるんですが、それが無理だとしたら最初から定年前再任用短時間制度を使わなきゃいけなくなると思うので、そこら辺ちょっとわかりにくい制度なので御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

議員おっしゃられている例でいいますと、定年は65歳まで段階的に2年に1回ずつ1歳ずつ引き上げにはなるんですが、おっしゃられているのは定年がそのとき61歳であった場合ということでお答えさせていただきますが、定年が61歳までの場合ですとその時点が定年になりますので、それ以降まだ雇用を希望されている場合ですと今後暫定再任用という制度ができますので、今ある再任用制度ですがそちらを希望をされればそちらで雇用していく形になります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、今の定年が60歳のときと職員にとっては不利のない制度だということでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

今回の定年の延長による制度改正によりまして、60歳の年齢に達する前年度に必要な

情報提供、意思確認という制度が新たに導入されます。そちらで高齢者部分休業を選ぶのか、そのまま常勤で任用を選ぶのか。または一回退職して定年前再任用短時間勤務職員を選ぶのか。その辺の必要な情報はしっかりと周知しまして本人の意思を確認して制度の中において雇用していくとそういった形になります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第58号大治町公共施設修繕等基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

第1条、公共施設大規模修繕……

○議長（林 健児君）

鈴木議員、1番と名前をお願いします。

○1番（鈴木 満君）

済みません。1番鈴木 満。第1条、公共施設大規模修繕というふうに書かれておりますが、大規模というのは金額で言われているのか、期間で言われているのか、そういった定義があるのか教えていただきたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

大規模修繕の定義につきましては、幾ら以上がということで定義を決めておるわけではありませんが、一般財源に相当するものについておおむね1000万以上のものはこういった基金を活用する検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。こちらにつきましてお答えできれば結構なんです、この基金につきましての想定される、想定している最大規模の予算枠。また1年当たりどのような形、どれぐらいの金額で出資する見込みがあるのかというのがあればお答えいただきたいです。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず最大の基金の残高ということで認識しておりますが、それにつきましては大治町公共施設等総合管理計画というものを策定しております。その中では公共建築物、建築物に限定してですが、の更新費用というのは40年間で109億必要だという試算がございます。年間で平均しますと2.7億円が、これは平準化するということとなりますが、2.7億円。過去の公共投資、更新等の平均が約0.9億円ということ想定するとやはり1億2億、毎年足りない状況が生まれてくるだろうと考えております。したがって、今最大の残高と御質問いただきましたが多ければ多いほどいいというふうには思っておりますが、ただ、限りある財源でございますので財政調整基金の残高を見ながら、あと決算状況を見ながら積み立てられるものはなるべく積み立てていきたいと考えております。1年度当たりの支出ということにつきましても、これからいろいろ公共施設の改修等は予定をしておりますが、そのときにはなるべく有利な起債、それから国・県の補助というものを大前提に財政計画を立てていきたいと思っておりますが、それに見合う一般財源を計算しましてそのときに適切な財源措置をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

先ほど御回答いただいた有利な状況でこちらのほうの4条にも基金に属する現金は金融機関への預金、その他最大有利な方法にて保管しなければならない。なので基金運用はどこかの定期でしたりとか金融商品を利用してという形だと思うんですが、例えば年の金額は決まっていないので有利な条件が組めないときには、こちらは年度でこの基金に対して一般財源から支出しない年もあるかもしれないという考えでよかったですか。毎年必ず幾らぞやかは必ず入れていくよという考えではないということよろしいですか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

この基金の取り崩しにつきましては、第7条のほうにあります処分というのがあります。読み上げますと「基金は、公共施設の修繕等に係る経費の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。」とありますので、そういった案件のない年についてはこの基金を運用するという想定はございません。以上です。

○議長（林 健児君）

部長、毎年積み立てるかどうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

失礼しました。毎年積み立てるかということにつきましては、先ほども答弁しましたが決算の余剰金を見ながら、また財政調整基金の残高を見ながらその余剰分を積み立てていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

この条例によりますと第3条、運用ですね。「基金の設置目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」また第4条では、「金融機関への預金その他最

も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」とありまして、大抵銀行の定期預金が多いと思います。ただ、財政調整基金、そちらのほうが使い勝手がいい基金でございませう。そちらも決算なんか聞いていますと普通預金だけではなく定期預金で入れている部分もあるということで、運用だけ考えれば定期預金に入れるということでしたら、この公共施設修繕基金ではなくて財政調整基金でも十分対応できると思うんですが、そこら辺はどのような検討をされたんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

先ほども少し答弁させていただきましたが、大治町公共施設等総合管理計画というものがございませう。これについて今後の更新等の費用が試算されておるわけです。その金額を見ますと非常に高額だというふうに考えております。今、財政調整基金で一つの基金管理を運営しておりますが、これは一般財源等もしくは例えば非常時の災害時に対応するための基金というふうに考えておりますので、我々財政部局といたしましては、これとは別の基金をもって計画的に財政計画を立てて、公共投資に投資をしていきたいと考えてこの基金の条例の制定となっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

大規模な修繕・改修、非常に高額な、かかる場合ですね。平準化、1年じゃなくて何年かで平準化する。そのための一つとしてこの基金をつくっていくという趣旨もあるかと思ひますが、ただ、一般的には町債とか発行して平準化して町債の利息、利子分は国から何パーセントか補填してもらおうというようなやり方もあるんですが、そこら辺町債でやる場合とどれぐらい金額的にか利率的、パーセンテージでもいいですが有利なんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

有利な方法と申しますのは、まず我々がいつも予算措置をするときに考えているのは、まずは国・県の補助をとるということです。国・県補助、特に国の補助がつくと有利な起債が借りられると。有利な起債を借りるとそのときの率にもよりますが、元利償還については交付税の需要算入があるということです。ただ、そのときの借り入れの金融機関の利率、それから交付税もそのときにどの程度需要算入されたとしても交付税額にどれぐらいはね返るかというのはそのときそのときによって地方財政計画によって変わりますので一概には言えませんが、町がこういった投資をするときには今言った方法でやるというのが原則として考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

先ほど町債でやった場合、国から地方交付税交付の措置などされると。ただ、全額措置されるわけでもないしということわかります。ということは、ある程度こういう公共施設修繕基金を多く持っていて起債しないほうがやっぱり有利だと。条件によっては起債したほうがいいのかという場合もあるかもしれませんが、そういう選択肢を持っているということなんですか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

起債をするかしないかというものにつきましては、一つの考えとしまして財政部局で思っているのは、公共施設の投資に係るものというものは、長期間町民の方に御利用いただけるものだと認識しております。それを単年度で財政出動するとやはり将来的にも皆様に使っていただくというものについては、やはり起債というものを十分利用して何年かかけて償還していくということが望ましいだろうと考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第3、議案第59号大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林 哲秀でございます。この条例に関しまして西公民館から多世代交流センターということで担当が変わって、名前の移動はやぶさかでないと思いますが、今あります西公民館避難センターとか企業の方の電柱にあります、全て西公民館になっています。その名称の使い方によりまして私としては残してほしいという部分と、大治町から出る書類はきちっと書ければいいと思いますが、広報だとかチラシだとか、チラシの場合にお知らせする場合に括弧して「旧西公民館」と書ければ非常に町民はわかりやすい。もう何十年とそれで親しんできておりますので、部外の方だったらそうかと言われれば説明すればいいんですが、御存じのように私も年配になってきましたが、もう50年住んでいますとそれで親しんできていますので、そういう心遣いというのは今後考えてみえるのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたい、町の考えを。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

いろんな部局に該当するような御質問だと思いますので私のほうから答弁させていただきます。議員おっしゃるようなやはり名称変更すると町民は、なれていないということがございます。それにつきましては旧名表示も広報等でしていきたいと思っておりますし、直近でいきますと例えばあの建物が投票所になっております。投票所になっているということはいろんな選挙啓発、それから入場券のところに投票所の名前書いてありますが、これを新しい名前の表記にしてしまうとやはりわかりにくい部分もあろうかと思っております。そうしたことで旧名もあわせて表示するようなことも今検討しております。以上です。



○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

そういうことで啓発していただくということでいいと思います。何年かやっぱり看板も僕は変えなくていいと思いますし、企業の方も西公民館という看板を立ててみえますよね。そこら辺も負担とかそうじゃないですよ、お金の。何年か措置をつくってやっていただきたいというのが私の要望でございますので、今総務部長も言いましたように私はそうしたいということでありますので、ぜひ町民の方は西公民館というとぴっとわかる。特に私たちの年代はすぐわかりますので、子供たちもわかると思いますのでぜひそこら辺の計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

林 哲秀議員、質疑はありますか。

○10番（林 哲秀君）

はい、いいです。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。条例改正とともに概要のことも示されております。まず条例の中で第9条、「この条例に定めるもののほか、交流センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。」とあります。概要を見ていると浴室土日営業と。今までは月曜から金曜営業だったのが土日だけの営業になるのでしょうか。

また浴室、100円という利用料金が設定されております。これは徴収方法、これは規則で定めてあるかもしれませんが、徴収方法をどのようなことを考えておられますか。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

議長。

○議長（林 健児君）

老人福祉センター所長。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

規則で定めるということで今回全員協議会の場でも御報告させていただいたんですが、浴室に関しましては土日のみの営業とさせていただいております。こちらにつきまして、失礼いたしました、100円の徴収方法につきましてはいわゆるスポーツセンターのトレーニング室のような形の、今現段階の検討としましては自動発行機等を導入するのではなくて、いわゆる昔でいうどのようにイメージしていただけるか。映画でいう半券ですね。左側と右側で真ん中にミシン目入れて、それで左右を切り離しできるようなそういったものに一応規則等で定めるつもりでおります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、規則はまだつくっていない、検討中。ただ一応、概要などはできていると。それをもとにつくっていくということだと思いますが、お風呂今まで月から金だったのを土日だけにした。やはり月から金、利用者がある中でその利用をなくして土日にしたと。そこはどのような理由によるのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今回、既設の施設を多世代交流センターに機能を変更すると。これは子供さんから高齢者の方までが皆さん利用していただくということが可能になります。したがって、これまでの高齢者の機能につきましてはまず総合福祉センターに移しましてそちらで入浴をしていただく。そのかわり多世代交流センターにつきましては災害時、こちらを考慮しまして災害時にお風呂として利用できるような機能を前提としつつ、できるだけ利用が多い土日に限って営業していこうということで土日ということで設定させていただきました。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今の説明ですと老人福祉センターのお風呂、月から金、今の機能をそのまま総合福祉センター希望の家のほうに移していくということは、今老人福祉センターとしては高齢者の入浴としては無料でやっています。ということは、総合福祉センター希望の家は今も無料ですし、これからも無料だと。多世代交流センターに関しては趣旨が違うから土日にして有料100円をとるといような趣旨で捉えていいんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（林 健児君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

3回終わりました。

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第60号大治町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。ちょっと何条ということはいえないので内容でお聞きしたい

と思います。議案説明会のときの内容でございましたので。

まず育児休暇の件でございますが、この定年延長した場合、育児休暇はとれないというような説明をお聞きしましたが、男性が60歳以上になっても配偶者がそういう育児が必要なこともありますし、また実子じゃなくて養子という場合もあります。ここら辺なんで60歳以上定年延長したのに育児休暇は認められないのか。それが1点と、もう1点が役職のとき、この条例見てますと必要に応じて3年間は今の部課長などの役職にとどまるとあります。それはさまざまな状況によりますが、そのときの待遇ですね。一応原則は7割、今より下がるということですが、これも7割下がるということでもいいのでしょうか。7割にか、に下がるです。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず最初の質問ですが、育児休業をとれない、認められないか、定年延長になった場合というような話ですが、ここで言っている規定というのは管理職の延長の特例による延長で管理職にとどまる方については育児休業をとることができないというものでございます。高度な知識だとか一定のプロジェクト、そういったものに参加している方というのは管理職で特例によって延長してあり続けられるというそういった特例がありますので、そういった特例によって管理職になっているにもかかわらず育児休業をとられるとそれは本末転倒という話になりますので、そういった管理職の特例の延長によってとっている方は育児休業はとれないといったそういった制度になっております。

もう1点の3年間役職に、管理監督職にとどまれるというのは先ほど申しました特例によりまして管理職にとどまれるといった制度になります。そちらの制度によって特例の該当になる方につきましては、そのまま7割ではなくて10割で給与を支払うことになります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今お聞きしまして、例えば育児休業ですね。60歳超えて定年延長になった方。管理職にとどまる場合だけはだめだということで、当然60歳未満の定年にならない方が管理職

ならとれますがそういう規定だと理解できました。ただ、特例で3年間までは認められるんですが、現行の管理職のまま、部課長のままの場合、給料は変わらない。そこら辺一応この条例にも基準などなどが書いてありますが具体的な運用の仕方、もしくは規則などで定めて運用していくのか、この条例どおりにあとは最終的に町長に人事権がありますから町長決裁でやっていくのか。そこら辺やはり60歳以上定年延長の中で7割に給料が下がる方と部課長で同じだと、やっぱりそこら辺は、私は職員じゃないからわかりませんが、やっぱり皆さん職員の中では不満が出てきたりするわけでそこら辺当然公平にやってくださると思うんですが、そこら辺規則だとかある程度もう少し具体的に決めることなどはないんでしょうか。単にこれで条例だけでいって、あとそれぞれの状況だということになるんでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

今回のこの条例に関する規則について、また定めていく形になりますが、その中でも定めのない規定にはないような運用については、国家公務員または地方公務員法の規定がありますのでその中で運用というのが出てくるとは思いますので、そこを勘案して町としても決めていきたいとそういうふうに考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町として決めていきたいということですが、この特に60歳超えて定年延長して管理職にとどまるのか、とどまらないのか。それはそれぞれの状況によると思うんですが、それはわかりますが、待遇が10割と7割、やはりそれは国家公務員みたいに広いところは別として大治町は本当に100人足らずの職員の中でそれはみんな見たらわかるもので、これはもう少し運用に向けてやるなら詳しい規則なりつくっていかないと。それはやっぱりこれからの職場の中でいろいろ混乱のもとになるんじゃないかなと危惧しますので、そこら辺はどのように考えているのか。またそれはぜひ検討していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（林 健児君）

吉原議員、職員はそもそも100人足らずではないです。

○9番（吉原経夫君）

100人ちょっと超えていますね。ごめんなさい。

○議長（林 健児君）

今の質問の何を聞きたいんですか。

○9番（吉原経夫君）

だから、そういう特例を運用する場合、条例では規定してありますけれど規則等々を考えていくということですが、そこら辺今そこはきちっとつくっていただきたい。規則で運用の基準ですね。

○議長（林 健児君）

要望ですね。

○9番（吉原経夫君）

はい。

○議長（林 健児君）

はい、わかりました。

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第61号大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正ですね。実は今までの普通の条例改正と違いまして議決条件が違うというふうに思っております。そこら辺法的根拠または条例、大治町の条例の中の根拠、それを示していただいてどうなのかというところを説明していただきたいのと、もう1点、大治町立公民館の設置及び管理等の「等」が抜けるんですが、これはなぜ抜けるのかと。西公民館が抜けるからなのか、管理等というのが抜け

るからなのか。その2点をお願いいたします。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

議長。

○議長（林 健児君）

社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼西公民館長（加藤裕一君）

では、1問目の御質問にお答えします。大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の第9条に、廃止及び長期的独占という項目がございます。「公民館を廃止する場合及び公民館の全部若しくは一部を同一の者に独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の同意を得なければならない。」とございますので、今回上程させていただいているものでございます。議会の3分の2以上の同意をとということで上程をさせていただいております。

2つ目でございますが、「等」でございますが、今回条例をさわるに当たりまして他の町内の設置及び管理条例を見比べまして「等」の語句の整理をするということで、条例自体が設置及び管理に関するものでございますので整理をするものでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第6、議案第62号令和4年度大治町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1 番鈴木 満議員。

○1 番（鈴木 満君）

1 番鈴木 満。5 ページ、砂子地区基本構想策定委託料2200万とありますが、町からの構想というのは組み込まれていくものなんでしょうか。

それと、令和4年度から令和6年度という期間を設けてありますが、これは年度ごとに何か公表されるものがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議員の今の御質問です。基本構想に町の意見が見込まれるのかということです。今回は町としての基本構想として考えております。

続きまして、4年度から6年度の年度ごとのお話ですが、4年度は準備期間としております。5年度6年度で策定するものでありますが、必要なお話をする場合がございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○1 番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1 番鈴木 満議員。

○1 番（鈴木 満君）

町の構想が入るということでしたら具体的な構想があれば教えていただきたいと思えます。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今の具体的な構想という御質問ですが、今回の策定業務におきまして具体的な構想を練るというものになっております。よろしくお願ひします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。



○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。32、33ページ、福祉巡回バス事業費。こちらの修繕料ということで巡回バスの時刻表を修正されるということですが、こちらについてのもう少し細かい修正の内容といたしますか、看板の表示の部分だけかえるのか。どのような形の修繕を行うのかをお伺いしたいです。

あと、34、35ページ、老人福祉センター等改修工事につきまして、こちらにつきましていただいた資料のほうで施設改修の主な工事内容ということでございましたが、その中の重立った機械、空調機でしたりとか浴室、機械室、膨張タンクの取りかえ、このいただいている工事内容についての内訳といたしますか、どの設備にどれぐらいかかっているのかというものを目安があれば教えていただきたいです。

あと工期、令和5年1月から令和5年7月まで、実質工事は4月から7月までと伺っていますが、工事期間中、施設の運営はどのようになるのかと。工事区域のみ閉鎖するのか。もしくは期間によっては全館閉鎖の期間があるのか。また、災害時における運用はどのようにお考えなのかを伺いたいです。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

初めに、福祉巡回バス事業費の修繕料の内容でございますが、時刻表の取りかえは34カ所になっています。現在バス停の土台に支柱がありまして時刻表がついているバス停のタイプにつきましては、時刻表のみの取りかえとなります。現状の支柱、土台は既存のものを再利用するといった方法で修繕したいと考えております。以上です。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

議長。

○議長（林 健児君）

老人福祉センター所長。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

35ページ、老人福祉センター等改修工事の御質問ですが、全員協議会のほうで今回の施設改修について主な工事内容ということで示させていただいている、こちらのほうは一応工事内容になるんですが、こちらについての細かいというお話についてですが金額

のお話でしょうかね。金額については各工事についてというよりも全体工事費という中でこれがあるというふうに御理解いただきたいので、細かい各工事についての金額の御説明はちょっと省略させていただきたいです。よろしくお願ひいたします。

〔「工事中の運用について」の声あり〕

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

工期それから運営についてでございます。工期につきましては議決後、発注手続を進めていきますが来年当初から7月末まで予定しております。その中で実際に施設は3月まで運営しますので4月からが実質的な工期になる。その4カ月間は全館休館をしまして全ての工事を行うということでございます。

それから休館中の話になります。町としてはさまざまな事業がありますので、事業については運営していきます。例えば選挙でありますとかトラスティ、あるいは災害時の避難場所とこういったものはそれぞれ使用できるような体制で努めていきます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。先ほどからありました5ページのところで都市計画費とか令和4年度から6年度まで。令和4年度というのは準備期間にする、あと数カ月ですね。準備というのは何をされるんですか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今回の業務、3年度にわたり行っていく業務になるんですが、町としてこういった地区の基本構想を策定するという業務は長期にわたると考えております。業務の作業に入るのは5年度当初から行っていきたいと考えておまして、その5年度の業務に入る前の準備段階として打ち合わせ等、請け負った業者の準備等も含めまして4年度の年明け

から始めたいと思います。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。この委託作業を始める前の打ち合わせと、もうそのどこでやるか業者というのはもう決まっています、そこと打ち合わせをしていくということなんですね。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今後発注ということになってきます。そのときの請け負ったということになるんですが、その請け負った者と打ち合わせを行っていくということになっております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。39ページをお願いいたします。がん検診の受診が、受診とか肝炎検査委託料424万5000円が上げられております。こちらがん検診の受診が増加したためとお聞きしておりますが、どれぐらいの人がふえたのでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

がん検診の受診率の増加の件でございますが、令和3年度との比較で申しますと全体であくまでも現段階での見込みとなりますが、全体で約1,000件ほどの増加ということになっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林でございます。同じく39ページで、私も間もなく5回目の接種券が来ると思いますが、コロナとインフルエンザの同時接種がいいということは国では言っておるんですが、5回目の接種券の中で「いいですよ」というようなことが書いてあるのか。この5回目の接種券というのはいつまでに打てばいいのかということが明記してありますか。

○議長（林 健児君）

林 哲秀議員、がん検診とも違うんですけれど。

○10番（林 哲秀君）

がん検診じゃなくて、39ページのコロナのほうです。済みません。ページ数で同じと言いまして申し訳ございません。ちょっと私の言い方が悪くて。

○議長（林 健児君）

林 哲秀議員、これ返還金。

○10番（林 哲秀君）

いや、新型コロナワクチン接種事業費がありますよね。これって聞いちゃいかなんだですか、申し訳ないけれどちょっと。

○議長（林 健児君）

では、林 哲秀議員、あとで聞いてください。返還金なので。

○10番（林 哲秀君）

はい、わかりました。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子でございます。ページ数でいきますと15ページです。高齢者インフルエンザ予防接種費が計上されております。コロナ感染とインフルエンザが同時に流行することがないようにと考えるの予算化と思いますが、このインフルエンザの接種率と

というのは何パーセントを見据えての予算なのかをお伺いいたします。

○保健センター所長（森本健嗣君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（森本健嗣君）

インフルエンザの接種率でございます。同様の愛知県によります助成制度が令和2年度に実施されました。その際には接種率が約63%でございました。そちらの状況を踏まえまして今回は接種率としまして65%を見込んでおります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山照洋議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。先ほどの他の議員と同じなのですが、5ページ、砂子地区基本構想策定業務委託料。この準備期間というのは先ほども何回も言っていたんですが、ちょっと意味が詳しくよくわからなくてももう一度説明していただけますでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

ちょっと私の方から答弁させていただきますが、いろいろ他の議員からも御質問いただいておりますが、今回この補正予算を議決いただいた後に業者の選定に入ります。その中で業者が決まりましたらまず大治町のこれまでのあの地区の経緯を十分説明しなきゃいけませんし、現状のことも地域住民のことも説明をさせていただく。そうした中で今後このおおむね2年間かけて作業に入りますが、どういった準備、どういった期間で作業を進めていくのかというスケジュールリングも含めて今年度の残った期間でまずやっていきたい。来年度早々にすぐに作業に取りかかるようにということで今回補正で上程させていただいたところでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。16、17ページ、名古屋西流通センター清算金収入でございます。これ入札によってでございますが、具体的な入札内容ですね。何社ぐらいあつて幾ら、第1段階第2段階あつたと思いますが、そこら辺の詳しい説明をしていただきたいと思ひます。

また、名古屋西流通センター、土地・建物はどこ所有なのか。建物は大概西流通センターかもしれませんが、土地はどこのもなのか。そこら辺財産価値にかかわることですのでそこら辺御回答お願いしたいと思ひます。

次に32、33ページ、社会福祉法人等利用者負担軽減補助金でございますが、これこういう規定を設けているところ事業所があると、そういう該当があるとそれで町も出さなきゃいけないという制度でございますが、具体的に今年度何件ぐらい、何事業所あつたんでしょうか。

次に35ページお願いいたします。老人福祉センターの工事請負費の下のところの地域福祉振興基金繰入金充当に伴う財源更正とあります。例規集を見ますと地域福祉振興基金の設置及び管理に関する条例ですと設置の目的で第2条、「高齢化社会に向けて福祉活動の促進を図るための必要な財源を確保するため、基金を設置する。」と。高齢化社会に向けてということ。だから、当然老人福祉センター、地域福祉、老人福祉センターを多世代交流センターにするに当たって地域福祉はいいんですが、高齢化社会に向けてなのか。だって、高齢者のための施設を高齢者だけじゃなくて全世代に使う。これを高齢化社会に向けての施策なのか。高齢者のためにやっていくならですが、高齢者のための施設を高齢者だけじゃないのに使っていくのにこれはちょっと基金の設置の目的と少し反するんじゃないかなと。地域福祉ということはいいいですが、一番最初の高齢化社会に向けてとあります。そこら辺の妥当性、そこはどうでしょうか。

次にいきます。同じ34、35でございます。指定管理料250万円増額になっていて、これは光熱費の増額ということで聞いておりますが、一応規則の中で町の支出について規定があります。年度途中の増額の規定、これはどうなっているんでしょうか。その規定に基づいてやっていると思うんですが、その規則の中の規定、その説明をお願いいたします。

あと全体にかかわることでございますが、時間外勤務手当が非常に多くの部署から増額の補正が出ております。今までこんなにたくさんの部署から出てきたことは余り知りません。それぞれの部署の原因もあるかもしれませんが、今まで残業時間の管理が少し緩いとか、だから厳密にやっていけば当然残業時間の勤務手当ふえていくと思うんです

が、そこら辺をやられたのか。それとも町全体の業務量がふえてきて各部署にとどまらないで全体の業務量がふえてきて時間外勤務手当がふえたのか。それぞれ各部署に原因があるにしてもこれだけの多くの部署が出ているということは何かあると思います。

[発言する者あり]

○議長（林 健児君）

吉原議員、質問は簡潔にお願いします。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

まず名古屋西流通センターについてでございます。こちらにつきまして入札の状況でございますが、こちら2社入札に参加しておりまして、結果等につきましては公開していないということで聞いておりますので落札結果のみで今回補正予算を上げさせていただいておるものでございます。

名古屋西流通センターの要は不動産、名義はというお話でございますが、こちらに関しましては今回の入札につきましては名古屋西流通センターの不動産含めての入札となりますので、そちらのほう名古屋西流通センターの所有という形でございます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

33ページの社会福祉法人等利用者負担軽減助成金でございますが、こちらにつきましては介護施設3事業所で10人の御利用がございます。この10人に今後年度途中からの利用者4人を見込みまして14人で見込ませていただきましたのでよろしく申し上げます。

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

地域福祉振興基金につきましては、こちらは基金の処分のところで基金は福祉活動の促進を図るための事業の財源に充てるときに限り、その全部または一部を処分できとなっておりますので今回多世代交流センターの財源とさせていただきます。以上でございます。

次に指定管理料でございますが、指定管理料につきましては指定期間中に当初の金額

に変更をする場合は双方の協議の上ということになっておりますので、今回その協議の上で増額補正を計上させていただきました。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

時間外勤務手当につきましては、それぞれの部署の理由につきましては総務課長より議案説明会で細かく説明をさせていただいたとおりです。また、議員おっしゃるような管理がきつくなるとそういったことはそもそもが適正に管理をしているということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

まず17ページの名古屋西流通センターの件でございますが、大治町の出資金よりも多く入ってきてよかったのかなと一瞬思ったんですが、よく考えてみたら不動産を持っていて、その分も価値にある。出資金外にもあるわけだから、そこら辺不動産含めてどれぐらいの価値が名古屋西流通センターにあったのか。当然、そこら辺試算はされておられると思いますが、そこら辺の試算額、それはどうなっているのでしょうか。試算額に関して当然大治町の出資金の割合に含めて名古屋西流通センターの土地・建物は、大治町のものでございますから、出資割合に応じて。ですから、そこら辺大治町の財産でございますのでその出資割合に応じて。ですからそこら辺幾ら価値があると試算した上での今回の入札なんでしょうか。それだけやっぱり教えてもらわないとどうなのかとは言えないので、これは教えていただきたいと思います。

あと、指定管理料についてですね。当然、双方話し合いで決めるんですが、そんなこと言ったらやはり基準があると思うんですが、こういう正当な理由なり、金額的に……

○議長（林 健児君）

吉原議員、簡潔にお願いします。

○9番（吉原経夫君）

はい、そこら辺双方話し合うための基準というか、その基準を教えてください。

あと時間外勤務手当については、議案説明会で各部署のことはお聞きしましたが、た



だこんなに多くの部署で出てくるということはやはり町全体として業務がふえているのか。各部署それぞれの問題ではなくて、全体の問題じゃないかなと思うんですが、そこから辺総務部としてはどういうふうに捉えているのか。以上でございます。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

名古屋西流通センターの資産価値につきましては、名古屋西流通センターのほうで管理しておりますので、我々としては今回の入札につきましては合計3億円を下回らないように名古屋西流通センターが入札するというで聞いておりますのでお願いいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

指定管理料につきましては、現在令和2年度から6年度の5年間でやっているわけなんですけど、この5年間の限度額は超えることはできないんですが、年度割額を超えるような場合、こういう場合は文書をもって双方協議をするということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

時間外勤務のことにつきましては、全体に業務がふえているかという御質問だったかと思いますが、このコロナ禍でさまざまな施策を打つときに福祉、今回も建設部産業環境課等で大きな事業の補正を組まさせていただきましたが、そういったことを含めると事業自体はふえているという認識をもっております。ただ、それに対して人を手当てできていないというところは否めないのかなというふうには感じております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第7、議案第63号令和4年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第64号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。14ページ、15ページです。一番下の介護施設等整備事業費補助金でございます。これで特別養護老人ホームなのか、老健なのか、またグループホームなのか。ちょっとどこがどういう施設が対象なのかということと、なぜかと言いますと町の許認可でなくても町が……

○議長（林 健児君）

吉原議員、補助金の内容でいいですね。

○9番（吉原経夫君）

はい。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

まずこの補助金につきまして対象となる施設でございますが、グループホーム、あと

入所施設が対象となります。今回申請のございました1件は特別養護老人ホームでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは特養、町の許認可事業ではないんですが、町は通って国・県の補助金で全額ですが、町を通して補助するというのでいいのかと。

また具体的な内容ですね。議案説明会でもいただきましたが、もうちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

ただいま議員申されました、町を通して特別養護老人ホームへ支出するものでございます。

あと事業の内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして家族面会室、そちらのブースを設けまして、陰圧の部屋をつくと。外よりも気圧を低くして室内に悪い菌が入っていかないようなブースをつくって、あと空気清浄機、そちらの購入費ということで今回この288万2000円の事業費ということになっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今、家族面会室で陰圧を設けて安全に面会できるようにすると。以前、家族面会ができなくてテレビか何かでやらなきゃできなかったということは承知しておりますが、今コロナも続くということで今の段階で整備するということですが、もう少し前ではなくて、今の段階で整備をするということでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

これまで面会のほうはやっておりました。当然、手指消毒ですとか感染対策を徹底してやっていたんですが、今回施設の1階にそういうブースを設けて面会室をつくるということでお聞きしております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9、議案第65号第5次大治町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。1ページですが、基本目標の中で5つございます。共育、共存、共創、共助、あと共守とありますが、共守、私初めて聞きましたし、ちょっと非常にわかりにくい言葉だなと思います。共育、教えるじゃなくて「共」、これはわかりませんが、あとは共存、共創、共につくる、まだわかります。共守も使われております。共守だけちょっと余りにもわからない。もう少し共同とか違う言葉に変えたほうが僕はいんじゃないかなと思うんですが、ここら辺なぜ共守とされたんでしょうか。

2点目は2ページでございます。本町総人口の見通しで令和14年、2032年で3万3128人。今日3万3333人ということで言われまして、下見てきたら3万3337人でした。これは住民基本台帳で国勢調査をもとにしているから低いと言われればそうなんです、ちょっと余りにもと思いますので、もし国勢調査を使うならこの「国勢調査による」の下あたりにもう少し詳しい説明をしないと、町民の方はこういうのを見たときに余りにも人口少なすぎるんじゃないかと思われまして、そこら辺どう考えているのか。

あと国勢調査は直近は2020年、令和2年でございます。そのとき基準になるときの国勢調査の人数と住民基本台帳の人数、その差異、どれぐらい差があったんでしょうか。やっぱりいろいろ見ていると差はあるんですよ。多くぶれたり少なくぶれたりありますが、大治町はどれぐらい違いがあったんでしょうか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

まちの将来像についてでございます。基本目標を今回5つの目標を立てさせていただきました。5つの目標どれも「共に」というところでいろいろな事業、施策をつくり上げていこうというところでつくっております。その中で「共守」というのは確かに造語でございます。ほかの言葉は確かに言葉としてはございますが、ただこのところは安心安全を守るまちというところで基本となるところ、守るところをやはり使いたかった、そんな思いがありますので「共守」を使わせていただいたところでございます。

次に人口ですね。推計でございますが、やはりこれ国が出すときも国勢調査の数字を使って用いておりますので、本町についても国勢調査の数字を使っておるところでございます。令和2年の国勢調査の数字でございますが、今国勢調査は3万2399名です。そのときの住基人口は3万2990人ということで約600人の増という乖離があるということは把握してございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

国勢調査をもとにするのはわかりますが、やっぱりそういうこれは案です、構想ですが、もうちょっと冊子になったときに詳しく説明をしないと、人数見てあれっとなんか見てもそう思うもんでそこは詳しい説明を入れていただきたい。国勢調査をもとにして住民基本台帳とやっぱり違うというところですね。差異が出るというところですね。あと、国勢調査3万2399人、令和2年ということですが、やはりコロナのこともありますし、プライバシー保護のこともありまして調査に応じてもらえない方も多々みえると思います。調査に応じられなかった場合、国の規定等ともあります。どのように考えているのか。この数字に、3万2399人の中に調査に応じられなかったけれど居住実態があるというふうな方です。どのように数字に反映しているんでしょうか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

国勢調査の調査のときの話になると思いますが、確かに調査に応じられないような方もおみえにはなります。そのようなときは国の方針にのっとりながら住基人口、住基情報を確認しながら補正というか、しておりますので、それはもちろん国・県からの指示にのっとりやっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

一応、国からの方針は近隣の状況などを聞き取って居住実態を確認すると。令和2年前までは1世帯1人でしたが、この令和2年からは国は1世帯住基情報どおりで何人でもいいと言っているんですが、そこら辺本当に例えば世帯5人だとしますね。5人とも確認して居住自体を確認しているのか。また、そこら辺大分差異が出てくる。国勢調査の人数は出ていますが、そこら辺で差異は出てくると思うんですよ。そこら辺大治町は補記、どのような基準で補記をしているのでしょうか。3万2399人の妥当性に関する質問ですからお願いします。妥当性に対する質問だから、これは、この数字の根本にくることだからそこはどういうふうに行っているか、国勢調査の。だけれど、数字の妥当性にかかわることですから当然議題内だから。だって3万2399人の根拠にかかわることですから、それは国勢調査の補記の仕方、どういうふうに行っているのかと答える義務がある。だってそれをもとに数字がきているわけだから、この構想は。だって根拠にかかわることだから3万2399人の。きちっとこういうふうに行っていますと。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

国勢調査の人口につきましては、確かに住基情報と乖離がございます。じゃあ住基情報が正しいのか、国勢調査が正しいのかというところは申し上げにくいところがありますが、まずは今議員おっしゃったように近隣に住まわれている人からの情報等々、それ

から企画課長が申し上げましたが住基情報、あとはいろんなさまざまな行政情報がござ  
いますのでそういったところを調査に応じていただけていないところについては、くま  
なく職員がチェックをして人数だけはなるべく正確に出したいというようなことでやっ  
ております。なので、これはどこまで妥当性があるかというのは限りがあるとは思いま  
すが、限りなく実態に近い数字を男女別、それから人数については出すという、これは  
国の国勢調査の指針にあるとおりにやっておるというふうに御認識いただきたいと思  
います。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時19分 散会